

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 2 月 4 日 (金曜日) 定期第 280 号

目次	ページ	予算の議決 (総務・財政課)	61
○規則	59	開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	61
		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	62
		開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	62
		道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止 (内水面漁場管理委員会)	62
○告示	59	指定管理者の名称の変更 (県土整備・都市公園課)	59
		道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	59
○教育委員会規則	60	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則 (教委・教職員企画課)	60
		○公告	
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (総務・総務室)	63
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (福祉子どもみらい・総務室)	64

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

神奈川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 4 年 2 月 4 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 6 号

神奈川県事務委任規則の一部を改正する規則

神奈川県事務委任規則 (昭和 35 年神奈川県規則第 60 号) の一部を次のように改正する。

別表流域下水道整備事務所長の項第 3 項(2)中「第 25 条の 15」を「第 25 条の 27」に改め、同項(3)中「第 25 条の 16 第 1 項」を「第 25 条の 28 第 1 項」に改め、同項(4)から(7)までの規定中「第 25 条の 18」を「第 25 条の 30 第 1 項」に改め、同項(8)及び(9)中「第 25 条の 18」を「第 25 条の 30」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第 32 号

神奈川県都市公園条例 (昭和 32 年神奈川県条例第 7 号) 第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間における四季の森公園の指定管理者から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。
令和 4 年 2 月 4 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称
神奈川県公園協会・大和ハウスリアル・サカタのタネ G S グ

ループ

2 変更年月日
令和 4 年 1 月 28 日

神奈川県告示第 33 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センターにおいて、令和 4 年 2 月 4 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
令和 4 年 2 月 4 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類
一般国道

2 路線名
138 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
足柄下郡箱根町仙石原水士野 1, 296 番 15 から	旧	10.3メートルから	103メートル
同 1, 296 番 24 まで		11.8メートルまで	
同 1, 296 番 15 から		10.3メートルから	98メートル
同 1, 296 番 23 まで		11.3メートルまで	
同 1, 296 番 15 から		23.4メートルから	103メートル

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三、七四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通 一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三三〇八

同 1,296番24まで	新	43.3メートル まで	98メートル
同 1,296番15から		10.3メートル から	
同 1,296番23まで		11.3メートル まで	

教育委員会規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月4日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

神奈川県教育委員会規則第1号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第7条第3項及び第4項」を「第7条第4項及び第5項」に改める。

第9条の2第1項第1号中「第7条第5項及び同条第6項」を「第7条第6項及び第7項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

別表第1の1の(1)の備考4中「又は大学が加えるこれらに準ずる科目」を「、大学が加えるこれらに準ずる科目又は免許法施行規則第21条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目」に改め、同表の1の(3)の備考1中「情報機器及び教材の活用」を「情報通信技術の活用」に改め、同表の1の(3)の備考4、同表の1の(4)の備考4、同表の1の(5)の備考4、同表の1の(6)の備考4及び同表の1の(7)の備考4中「又は大学が加えるこれらに準ずる科目」を「、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目」に改める。

別表第1の2の(1)の備考4、同表の2の(2)の備考4、同表の2の(3)の備考4、同表の2の(4)の備考4、同表の5の2の(2)の備考4、同表の5の2の(3)の備考3、同表の8の備考4及び同表の10の備考4中「又は大学が加えるこれらに準ずる科目」を「、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目」に改める。

第1号様式（表）、第4号様式、第5号様式、第10号様式、第12号様式及び第14号様式中「第5条第1項第3号から第7号まで」を「第5条第1項第3号から第6号まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4号、第9条の2第1項第1号、別表第1の1の(1)の備考4、同表の1の(3)の備考4、同表の1の(4)の備考4、同表の1の(5)の備考4、同表の1の(6)の備考4、同表の1の(7)の備考4、同表の2の(1)の備考4、同表の2の(2)の備考4、同表の2の(3)の備考4、同表の2の(4)の備考4、同表の5の2の(2)の備考4、同表の5の2の(3)の備考3、同表の8の備考4、同表

の10の備考4、第1号様式（表）、第4号様式、第5号様式、第10号様式、第12号様式及び第14号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 令和4年3月31日において教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イに規定する認定課程を有する大学若しくは別表第1備考第2号の3及び第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第2欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和4年3月31日までに同表の第2欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第3、別表第5、別表第8又は附則第5項の規定により小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、この規則による改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（以下「旧規則」という。）別表第1の1、2、3、5の2、6、7、8、9又は10に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、次の表の第2欄に掲げる科目の単位については、同表の第1欄に掲げる科目の単位とみなす。

第1欄	第2欄
この規則による改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則に規定する科目	旧規則に規定する科目
教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。）

3 令和4年3月31日において免許法別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、次の表の第2欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和4年3月31日までに同表の第2欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第3、別表第5、別表第8又は附則第5項の規定により小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則別表第1の1、2、3、5の2、6、7、8、9又は10に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、次の表の第2欄に掲げる科目の単位については、同表の第1欄に掲げる科目の単位とみなす。

第 1 欄	第 2 欄	する科目等（教育の方法及び技術に限る。）	する科目等（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。）
この規則による改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則に規定する科目	旧規則に規定する科目		
各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。）	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。）
教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目		

公 告

令和 4 年第 1 回神奈川県議会臨時会における令和 4 年 1 月 21 日の会議で議決された令和 3 年度神奈川県一般会計の補正予算は、次のとおりです。

令和 4 年 2 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 3 年度神奈川県一般会計補正予算（第 22 号）

令和 3 年度神奈川県一般会計の補正予算（第 22 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 411 億 2,640 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 兆 8,434 億 2,698 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費追加」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	項	歳 入		
		補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 国 庫 支 出 金		959,607,130	41,126,400	1,000,733,530
	2 国 庫 補 助 金	897,009,581	41,126,400	938,135,981
	歳 入 合 計	2,802,300,580	41,126,400	2,843,426,980
		歳 出		
		千円	千円	千円
8 商 工 費		536,549,655	41,126,400	577,676,055
	1 商 工 総 務 費	510,353,959	41,126,400	551,480,359
	歳 出 合 計	2,802,300,580	41,126,400	2,843,426,980

第 2 表 繰越明許費追加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
8 商 工 費			41,126,400
	1 商 工 総 務 費		41,126,400
		感染症拡大防止協力金事業費	41,126,400

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 2 月 4 日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市石田字引地 914 の 1 ほか 18 筆及び 914 の 2 ほか 2 筆の各一部
開発区域の面積	2,764.57 平方メートル

開発許可を受けた者の住所	厚木市中町 4-14 の 1
開発許可を受けた者の氏名	タイセーハウジング株式会社 代表取締役 大久保 武史
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 3 年 7 月 8 日 神奈川県指令平土第 610017 号 (令和 3 年 11 月 16 日 神奈川県指令平土第 610046 号)

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 2 月 4 日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市門沢橋 2-728 ほか 4 筆
開発区域の面積	1,408.12 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-2 の 66
開発許可を受けた者の氏名	株式会社富士建設 代表取締役 新門 三千夫
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 10 月 7 日 神奈川県指令厚土東第 610044 号

2

開発区域に含まれる地域の名称	座間市南栗原 4-3, 706 の 1 ほか 5 筆の各一部及び 4-3, 706 の 7 ほか 12 筆
開発区域の面積	1,707.42 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市中区羽衣町 2-4 の 4 3-A
開発許可を受けた者の氏名	株式会社 T o p a z 代表取締役 山下 猛次
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和元年 9 月 3 日 神奈川県指令厚土東第 610050 号 (令和 3 年 1 月 27 日 神奈川県指令厚土東第 610064 号) (令和 3 年 5 月 18 日 神奈川県指令厚土東第 610006 号) (令和 3 年 12 月 9 日 神奈川県指令厚土東第 610060 号)

3

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷南 3-2, 194 の 3 ほか 11 筆
開発区域の面積	1,422.95 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	茅ヶ崎市新栄町 13 の 45
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ハートフルステージ 代表取締役 山口 秀明
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 3 年 8 月 27 日 神奈川県指令厚土東第 610031 号 (令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県指令厚土東第 610064 号)

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事

の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 2 月 4 日

神奈川県西土木事務所長 笠 間 順

開発区域に含まれる地域の名称	足柄下郡箱根町元箱根字大芝 103 の 241 ほか 2 筆
開発区域の面積	8,784.44 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都千代田区飯田橋 4-3 の 8
開発許可を受けた者の氏名	株式会社日本ハウスホールディングス 代表取締役 成田 和幸
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 2 年 3 月 17 日 神奈川県指令西土第 610041 号 (令和 3 年 12 月 27 日 神奈川県指令西土第 610034 号)

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 5 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕の禁止区域及び禁止期間について次のとおり指示する。ただし、公的機関が行う試験研究又は津久井湖遊船協会が行う増殖事業の用に供するための採捕については、この限りでない。

令和 4 年 2 月 4 日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

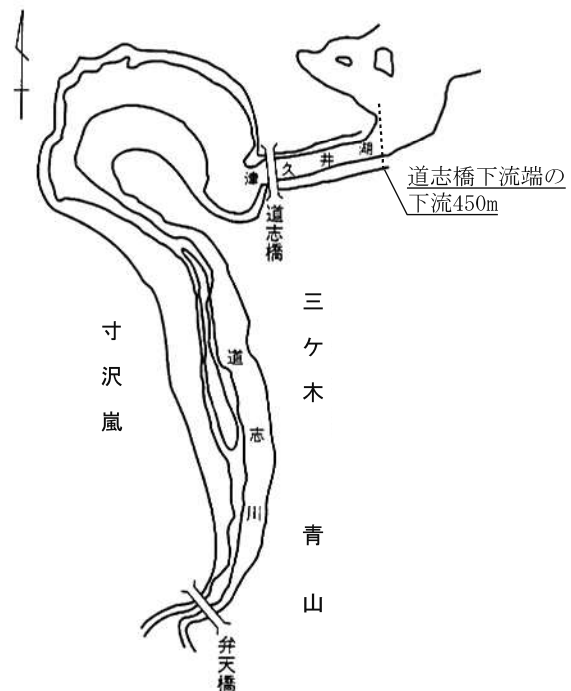
1 採捕の禁止区域

弁天橋橋脚 downstream 端から道志橋 downstream 端の downstream 450 メートルまでの区域

2 採捕の禁止期間

令和 4 年 3 月 1 日から同年 4 月 15 日まで

(略 図)



入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 2 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 件名

令和 4 年度仮想クライアント基盤運用フォロー業務委託

(2) 委託業務の概要

税務システムを利用するための仮想クライアント基盤の運用業務委託

(3) 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

神奈川県総務局財政部税務指導課分室

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「情報処理業務委託」に登録され、その細目として「システム運用保守」に登録している者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当する仮想クライアント基盤の運用管理実績があること。

ア ホスティング環境上の仮想化機器で構成するウェブシステムを利用するためのものであること。

イ VMware vSphere 及び VMware Horizon で構成されたものであること。

ウ ユーザ数 1,000 人以上が同時にアクセスできるものであること。

(5) J P 1 を使用した業務システムの運用管理実績があること。

(6) Windows Server 2012 R 2 及び 2016 の運用管理実績があること。

(7) RAC 構成された Oracle Database を使用した業務システムの運用管理実績があること。

(8) プログラム言語のうち COBOL、Java 及び Visual Basic、NET による業務システムの運用管理実績があること。また、これらのプログラム言語の知識があり、円滑に使用できる技術者を有していること。

(9) ソフトウェア及びハードウェアの技術者を有していること。

(10) 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの W T O 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 4 年 3 月 2 日(水)午後 3 時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 4 階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループ 千代 香菜子 電話 (045) 210-3032

(2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 2 月 4 日(金)から同年 3 月 2 日(水)午後 3 時まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和 4 年 3 月 2 日(水)午後 3 時までに 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎 4 階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

(1) 入札期間

令和 4 年 3 月 14 日(月)午前 8 時 30 分から同月 17 日(木)午前 9 時まで

(2) 開札日時

令和 4 年 3 月 17 日(木)午前 9 時 10 分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 3 月 17 日(木)午前 9 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 契約の締結

契約の締結は、令和 4 年 4 月 1 日以後に行います。また、令和 4 年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

<p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 免除</p> <p>(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。</p> <p>(4) 落札者の決定方法 神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>8 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the services to be purchased : Virtual client infrastructure operation work</p> <p>(2) Time limit of tender : 9 : 00 a.m. , March 17, 2022</p> <p>(3) Contact point for the notice : Kanako Chiyo, Accounting Group, Office of General Affairs, General Administration Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-3032</p> <hr/> <p>次のとおり一般競争入札を行います。 令和 4 年 2 月 4 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 調達内容</p> <p>(1) 件名 神奈川県立子ども自立生活支援センター通学用バス運行業務委託</p> <p>(2) 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p> <p>(3) 履行場所 仕様書によります。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。</p> <p>(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「運搬・保管の請負」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。</p> <p>(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。 なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。 ア 資格審査に関する問合せ先 神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話 (045) 210-6721）</p>	<p>イ 申請方法 かながわ電子入札共同システム（URL https://nyusatsu-e-kanagawa.lg.jp/）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。 また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。</p> <p>ウ 申請期限 令和 4 年 3 月 2 日(水)午後 5 時</p> <p>エ その他 詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。</p> <p>3 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属 郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎4階 神奈川県福祉子どもみらい局総務室経理グループ 高木 航 電話 (045) 210-3624</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間 令和 4 年 2 月 4 日(金)から同年 3 月 2 日(水)まで</p> <p>4 入札参加希望者に求められる義務 この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 3 月 2 日(水)午後 5 時まで3の(1)の場所に提出してください。</p> <p>5 入札及び開札の場所及び日時 この入札は、神奈川県庁東庁舎4階 神奈川県福祉子どもみらい局総務室経理グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。 (1) 入札期間 令和 4 年 3 月 15 日(火)午前 8 時 30 分から同月 17 日(木)午後 5 時まで (2) 開札日時 令和 4 年 3 月 18 日(金)午前 9 時 なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 3 月 17 日(木)午後 5 時まで3の(1)の場所に入札書を郵送してください。</p> <p>6 契約の締結 (1) 契約の締結は、令和 4 年 4 月 1 日以後に行います。また、令和 4 年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。 (2) 契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。</p> <p>7 その他</p>
---	--

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。
- (4) 落札者の決定方法
神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

- (1) The nature and quantity of the services to be purchased:
Operation of commuter buses for Kanagawa Prefectural Children's Self-reliant Living Assistance Center
- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., March 17, 2022
- (3) Contact point for the notice : Office of General Affairs, Welfare And Children's Future Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-3624